

社長さん！あなたの資産と会社を守る最後の一手、教えます！

こう書房 坂田薫著

2009年12月10日発行

試読版（はじめに全文、第4章3より抽出、コラムより抽出）

はじめに

破産しても2億円の資産と3千万円の年収が守れた！・・・と言うと、嘘だろう！と必ず言われる。

破産は借入などの債務が返済できなくなって、かつ債務のほうが資産より多い場合に財産をすべて処分して債務の返済にあて、免責をめざすものだから、2億円もの資産を残すことなどありえないことなのだ。

「しかもね、その2億円の資産、不動産で担保にはいつているのですよ」と話すと、弁護士さんなら、みるみるバカにした表情になり、倒産の知識のある方なら、めちゃくちゃ食いついてくるか、こいつ常識も知らないのか！といった表情で軽蔑のまなざしを向けるか、どちらかになる。

「フツウの人なら誰でも知っていることなのだけれど、担保とは借入が返済できなくなったとき、それを処分してお金に換え、融資の返済にあてるから担保なんだよ、借入のほうが資産より多かったら必ず売って返済し、残った借入金を担保以外のもので返済しなければならないのだよ」と、真顔で丁寧に「常識」を教えてもらったこともある。

それでも現実には、破産しても2億円の資産と3千万円の年収を守り、破産管財人の了解までとりつけたんだから、常識も案外あてにならないわけだね。

ところでこれを信じてもらえたとしても、そんな状態、どうせ長く続かないだろうって言われそうだから、事前に説明しておくけれど、このことは何年も前のことで、この当事者、その状態をいまだに維持している。

どう？少しは信じる気になった？

実はこれと同じようなことは、いくつもやっているのです、仕事だからね。

えっ、どんな仕事かって？

僕は東京都中小企業振興公社の事業承継・再生支援事業登録専門家で、同時に経営危機・企業再生コンサルタントの仕事をしています。

とはいっても、税理士の先生やコンサルタントの先生方から来る仕事を引き受けるうちにウェブアプリやビジネスモデルなんかも専門になっちゃったのだけれど。ストライクゾーンは広がるばかりで、経営危機・企業再生の分野に関しては他の専門家の方々が手におえない「ちょーフツウでない案件」ばかりを扱うことになってきたわけ。

もっとも、「ちょーフツウでない案件」を扱うようになったのは二十代の頃からだから、かれこれ二十数年間も他人が不可能と思うことばかりやってきたことになる。

でもね、僕のお仕事、もともと裏方のお仕事。お金を出してくれるパトロンとともに中小企業専門の再生屋さんという仕事のテクニックを誰にも語らずにヒソソリと続けていくはずだったのに、今回これらのテクニックが本として陽の目を見ることに。ビジネスモデルの本は書いたことあるけれど本業の本はこれがはじめて。

そんなわけで、

経営や資金繰りで悩む多くの中小企業やその財務をみる税理士さんのためにも、倒産

しても資産を守り再生させることだってできるんだ！ということを具体的にわかりやすく理解してもらい、敗者復活してもらうためにこの本を役立ててほしいと思います。

2009年11月

### 第4章3より抽出

「倒産」か「再生」か、を決める2つのポイント

倒産させたほうがいいのか、それとも再生させたほうがいいのか？それを決めるポイントは簡単です。

まず会社が「(経常利益で)黒字であること(あるいは黒字化できること)」、そして次に「お金を作れること」です。

黒字で(あるいは黒字化でき)お金が作れるなら、再生の可能性が高く、そうでなければ難しいと考えるべきです。

ただし、当たり前のことですが黒字の会社(あるいは黒字化できる会社)でなければ「お金は作れません」ので注意してください。

たとえ財務を知らなくても「毎年赤字だけど金貸してくれ」と頼まれたら「貸したら返ってこないな」と直感的にわかり、断るでしょう。

「(経常利益で)黒字」で、かつ「お金を作れる」会社でもその再生手法についていえば、会社が生きているなら、財務の改善・ビジネスモデルの改善から民事再生法まで手法は多岐にわたります。

死んでいるのなら再生手法は民事再生などの法的手続、第二会社方式、あるいは、「破産しても2億円の資産と3千万円の年収が守れた!」のような奇跡をおこすことに限定されます。

でも「お金を作れるか?」ってどういうこと?などと皆さん疑問に思うことでしょう。

そこで、愛知県にある製造販売業のA社(所在地・財務内容等は多少変更してあります)を例にして理解しましょう。

.....

## コラムより抽出

個人信用情報（ブラックリスト）、連帯保証人の扱いは？

個人信用情報（ブラックリスト）は、その詳細が知られることがないので、最近異常な事例に気づきました。

なんと10億円以上負債をかかえて倒産した会社の社長の個人信用情報に破産以外の事故（異動）情報が登録されていなかったのです。

ということは、個人破産をしなければ会社が億の負債をかかえて倒産しても連帯保証人である社長には事故（異動）情報登録がされないの？

というわけで、どんな取引の情報が登録義務があるものなのか？を、いろいろな情報から逆に推察してみました。

.....